

## 神戸家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成21年7月16日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）正木勝彦（委員長），生熊正子，大内ますみ，久保英志，迫田博幸，  
鈴木輝仁，高梨柳太郎，西誠子，橋口朱美，平地正宜，六車ゆき子，  
村田一実，山田直子（敬称略）

（オブザーバー）高野篤雄，中野眞一，大西敏雄

（説明者）播磨俊和

（庶務）澤明憲，梅村哲也，山本正道，安原宜通，中山克巳

### 4 議事（●：委員長，○：委員，◎：オブザーバー）

（1）開会のことば（総務課長）

（2）所長あいさつ

（3）新任委員の紹介

（4）委員長代理の指名

委員長代理には，生熊委員が指名された。

（5）裁判所からの報告

庶務から，「来庁者アンケート『利用者の声』」についての集計結果報告が行われた。

（6）家庭裁判所のこれまでの歩みと今後期待される役割について

－家庭裁判所60周年を迎えて－

ア 家事審判・調停手続の60年の概観と今後の課題について

（裁判所からの基調報告，報告内容は別紙1のとおり）

イ 意見交換

○ 先程の説明の中で，家庭や社会が有する監護教育能力・紛争解決能力が低下しているという話があったが，具体的にはどういうことか教えていただきたい。

- 私は調停委員に任命されているが、普段の調停において当事者に接する中で、最近は特に「自分の考えどおりにしたい」という思いを強く持っている当事者が多いように感じる。以前であれば、「親と相談して決めたい」とか、「兄弟の話も聞いてみたい」という返事が返ってくることもあったが、最近ではそのようなことも少なく、自分の思いや感覚を前面に出してくる当事者が多いと感じている。
- 私も調停委員に任命されており、遺産分割事件を中心に担当しているが、私も最近の当事者の傾向として、「自己決定」という意味での権利主張が非常に強くなっていると感じている。以前は家庭単位で考えていたようなことでも、何事も個人で考え、自分自身が納得できないと歩み寄りはない、という当事者が多く、価値観の違いを感じる人が多い。
- 私は大学の準教授だが、学生から相談を受けることが多く、日頃から不思議に思っていた。相談に来る学生に話を聞くと、友人もおらず、他に相談相手がない、ということが多い。群衆の中で孤独を感じている、というような状態であり、大学生という世代に特有のものなのか、と考えたこともあったが、これも社会における人間関係が希薄になっているという一つの例ではないかと思う。
- 現在、家事審判法の改正が検討されており、現在の職権主義的な運用を改め、当事者主義的な運用を図るとともに、当事者に対する手続保障を強化する方向が基本となっているが、改正にあたっては、十分な現状分析を行った上でさらに議論を尽くすことが必要であると考えている。
- 私の主な業務は視聴者対応だが、最近では要望や苦情が電子メールで寄せられることが多くなっている。メールで寄せられる苦情は罵詈雑言の類が多いが、これは、相手方が見えない、ということが理由になっているのではないだろうか。こちらがメールでの苦情に対応して発信者に連絡を取ると、逆に驚かれることがあるが、まさにこれは、発信者が、苦情の相手方がいることを想定していないことの現れではないかと思う。このようなコミュニケーションツールの変化という点も、家庭における家族関係の変化に影響を及ぼしているのではないかと感じている。
- 新聞の社会面を見ていると、少年事件や成年後見事件等、家庭裁判所が

関係する事件の記事がかなり増加しているように感じる。家庭での解決ができなくなっていることから、家庭裁判所が関与する場面が多くなってきているのではないかと感じている。

- ADRの関連で、高校生が高校生同士の紛争を解決する、という実習が行われたことがあり、それを見学させてもらったが、その中で、仲裁役を担当していた生徒が、トレーニングを受けながら双方の仲裁をするうちに、徐々にコミュニケーション能力が上がっていく様子がみられた。そのトレーニングは、相手の目を見ながら話をする等、最初は基本的なものから始まっていたが、現代の子供達はそのような訓練を受けておらず、そのことが人間関係をうまく築くことができない原因になっているのではないかと感じた。また、語彙が乏しいために、自分の思いを相手に上手に伝えることができず、いわゆるコミュニケーションギャップを感じており、それが障害となっているのではないかと思う。
- 私は精神科医だが、子供の入院の依頼に訪れた親が、「子供本人が、入院中に携帯電話が利用できないので入院したくないと言っている」と言い、入院を拒否するケースがあった。治療のためには外部と遮断することも重要なことなのだが、子供が嫌だと言えばそれに同調してしまい、子供よりもまずは親を説得することが必要になることが多い。このような親の場合、子供に我慢をさせる、という教育ができておらず、自身もそのような教育を受けていないのではないかと感じさせられる。
- 家庭裁判所の利用者の中でも、自己主張の強い利用者が増えており、時には調停手続等の運営に際して危険性を感じることもある。
- 家庭での教育能力が低下しているという話があったが、学校教育の現場においても同じ状況が生じていると感じている。子供の言い分を鵜呑みにして、確認もせずに学校側に苦情を述べる保護者も多く、子供に問題行動があった際も、見ぬふりをし、学校側から親に働きかけをしても全く理解を示してくれないこともある。人間関係の希薄化という点についても同様であり、以前であれば、いわゆる不良グループのメンバーの1人が更生施設に入ったりすると、仲間意識からメンバーが学校側にいろいろと不満を言ってきたりしていたものだが、最近では全く知らん顔をしていることが

ある。そのようなことから、子供同士の付き合いについても、表面的なものになっているのではないかと思う。

また、不良交遊につながるものが容易に想像できるにもかかわらず、安易に子供に携帯電話を貸し与えたりする等、大人の規範意識が薄いという問題もあると思われる。

#### ウ 少年審判制度の変遷と今後の課題について

(裁判所からの基調報告、報告内容は別紙2のとおり)

#### エ 意見交換

- 少年審判制度については、いろいろな改正があったが、その全てが合理的なものであるとは言い切れない面がある。特に少年事件における被害者保護の問題は、非常にデリケートなものであり、慎重な検討を要するものと考えている。
- 先程の説明の中で、被害者に対する審判状況説明の制度が紹介されていたが、実際にはどの程度のことを説明しているのか教えていただきたい。
- 審判に立ち会った裁判所書記官が、被害者に対する説明を念頭に置きながら「状況メモ」を作成しており、そのメモに基づいて説明を行っている。メモには、少年が非行事実を争ったかどうか、また「被害者に対してどのように考えているか」という質問に対する少年の回答のほか、保護者に対する「被害弁償についてどのように考えているか」という質問に対する回答等、客観的な事実を中心に記載するようにしている。

被害者保護の諸制度の中では、審判結果の通知や少年事件記録の閲覧申請の利用が多く、審判状況説明の制度はあまり利用されていないのが現状である。

- 審判状況説明の制度は、審判の時から3年間遡って申請できるため、どの程度の申請がなされるか注目していたが、意外に申し出は少なく、当庁管内ではまだ1件も申し出がなされていない（平成21年6月末現在）。
- 最近になって、少年審判においても被害者の立場に対する理解が進んできたように感じている。本来、被害者は加害少年と対立するものであるし、当然感情面が表に出て来るものであるため、被害者が審判の中に入ってくるといった流れの中で、どのようにして少年審判を進めていくべきかは、非

常に難しい問題であると考えている。今後は、弁護士として被害者の代理人となることも考えられるが、その際にどのような形で助言をしていくべきなのか、いろいろと検討する必要があると感じている。

- 少年法の一連の改正については、年少少年による事件や少年による重大犯罪の発生が契機となっているが、それらはいずれも例外的なケースであり、少年事件全体について、低年齢化、凶悪化の傾向があるとは言えないと思われる。それだけに、例外的な大事件をきっかけとして法改正が行われていることを不思議に感じている。マスメディアの影響で世論が作られ、それに流されてしまっているように感じるが、その点はいかがか。
- マスメディアの影響で世論が作られている、という点については、確かに否定できない面もあると思われる。実際、少年による犯罪が記事になると、それを模倣した犯罪が起こる等して、同様の事件が続くことがあり、そうするとマスメディアの扱いも大きくなってしまふ。また、最近少年による凶悪犯罪が目立ってきているため、マスコミも注目して取り上げる傾向があることも否めない。

少年審判手続に被害者が参加することによって、今後どのようになっていくのか、という思いはあるが、少年犯罪の被害者の方から話を聞くと、一連の被害者保護制度の創設を、被害者達のこれまでの努力の成果という意味で捉えている方が多いように思われる。被害者による少年審判の傍聴等も含め、制度の実施状況について、十分に検証をしていく必要があるのではないだろうか。

- マスコミが大きく取り上げることで世論を煽っている、という点については、そのとおりだと思う。例えば、少年によるバタフライナイフを使った殺傷事件が報道された時は、バタフライナイフがからむ事件であれば、普通であれば記事にしないような事件でも大きく取り上げることがあった。マスコミが社会の風潮を作り、その風潮にさらにマスコミが乗っていく、という状態になっていることは、自戒も込めて認識しておかなければならないと考えている。その中で、報道機関として社会に伝えていくべきものは何かを考えていきたい。
- 犯罪被害者の立場に対する理解が進むとともに、報道の在り方も変わっ

てきている。「報道被害」という言葉も聞かれるようになっており、報道機関の姿勢も、被害者の視点を踏まえて、変わっていかねばならない状況にある。

◎ 神戸家裁管内では、被害者による審判傍聴は、昨年12月15日の制度施行から本年7月1日までに3件実施されている。また、これとは別に1件、審判傍聴の申出がなされている。

(7) 次回の神戸家庭裁判所委員会のテーマ及び日程について

次回のテーマは、今回に引き続き「家庭裁判所のこれまでの歩みと今後期待される役割について（家庭裁判所60周年を迎えて）」とし、家事事件については家事審判・調停手続における当事者主義と当事者に対する手続保障の問題、少年事件については、少年に対する処遇の選択及び少年事件における被害者保護制度の在り方に主眼を置いて意見交換を行うことに決定した。

次回の日程は、平成22年2月5日（金）午後1時30分からと決定した。

(8) 所長閉会あいさつ

(9) 閉会のことば（総務課長）

(別紙1)

## 家事審判・調停手続の60年の概観と今後の課題について

1 はじめに

2 これまでの歩み

(1) 家裁の創設まで

(2) 家裁の創設

- ・昭和24年1月1日、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持及び少年の健全な育成という目標を掲げ、家裁が創設される。「家庭に光を、少年に愛を」の標語。
- ・家事関係については、個人の尊厳と男女の本質的平等を基本とし、社会の基本単位である家庭に関わる事件や紛争の解決を目指す。
- ・裁判官、書記官、調査官、事務官及び調停委員等で構成。

(3) その後の歩み

人的態勢の充実・強化

ア 調査官制度の整備

- ・家事調査官と少年調査官の統合（昭和29年）
- ・調査官研修所の設立（昭和32年）

イ 医務室の設置（昭和32年）

ウ 調停委員の非常勤裁判所職員化（昭和49年）

手続法等の改正

ア 履行確保制度の創設（昭和31年）

イ 審判前の保全処分制度の整備（昭和56年）等

民法の改正

ア 特別縁故者に対する相続財産の処分制度（昭和37年）

イ 遺産分割に関する寄与分制度（昭和56年）

ウ 特別養子縁組制度（昭和63年）

エ 新しい成年後見制度（平成12年）等の創設

運用の改善

- ・事務処理要項の策定と定着（昭和60年代）
- (4) 最近における大きな変革
- ア 新しい成年後見制度（平成12年）
  - イ 人事訴訟の家裁移管（平成16年）
    - ・司法制度改革の一環
  - ウ 扶養義務等に関する執行手続改正（平成16年）
  - エ 年金分割制度の創設（平成19年）
- 3 社会・経済の変化等による家裁の事務処理等への影響
- (1) 社会・経済の変貌
- ア 少子高齢化社会の進行
  - イ 情報・通信手段の発達を背景とする社会の流動化
  - ウ 地域社会における人間関係の希薄化
  - エ グローバル化による涉外家族の増加等
- (2) 当事者の意識等の変化
- ア 価値観の多様化
  - イ 男女の役割意識の変化
  - ウ 家庭内における夫婦・親子の絆の弱体化
  - エ 権利主張の強度化
  - オ 個人主義の徹底
  - カ ストレス感の恒常化
  - キ 精神的バランスの喪失等
- (3) 家庭や社会の有する監護教育能力・紛争解決能力の低下
- (4) 社会・経済の変化や当事者の権利意識等の変化が家事事件の事務処理等に及ぼす影響
- ・DV、児童虐待、成年後見等のこれまで余り見られなかった家庭の問題の発生や涉外事件等の増加
  - ・離婚や遺産分割等といった問題の一層の複雑化と困難化
  - ・要求水準・期待水準の上昇による事件処理の困難性の増大
- (5) 家裁の取組
- ア 問題状況の把握と認識に基づく対応



- イ 調停の充実強化策あれこれ
- ウ 成年後見事務の改善
- エ 人事訴訟の適正迅速な処理
- オ 人事訴訟，財産管理等に関する処理要領の作成や改定

#### 4 家裁のこれからの課題

- (1) 伝統的な理念や姿勢の再認識と意識改革
  - ・家裁の後見的役割や教育的配慮の再認識
  - ・人事訴訟の家裁への移管，調停の充実，成年後見制度の導入等，家裁固有の  
手続や機能の充実・強化
- (2) 当事者主義の強化等
  - ・審判や調停の手続の当事者主義の強化
  - ・家事審判法等の改正作業の進行
- (3) 家裁が果たすべき社会内での役割の再認識
  - ・家庭，学校，社会の中心として関係機関と連携を図り，それぞれの役割を確  
認し，機能を高めていく必要性
- (4) 国民の司法参加の再評価

#### 5 おわりに

(別紙2)

## 少年審判制度の変遷と今後の課題について

### 1 家庭裁判所の発足と新少年法の成立

昭和23年7月15日少年法制定公布

昭和24年1月1日少年法施行，家庭裁判所発足

### 2 少年法の特徴

#### ○ 当時のアメリカの少年法制の影響

～ 国親思想～

非行少年に対しては，処罰ではなく保護・育成を優先（国家が親代わりに  
なって少年を保護し，健全に育成する）

#### (1) 保護優先主義に基づく処遇内容

##### ○ 少年法1条の目的

少年の健全な育成を期し，非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分をい行う。

##### ○ 主な処遇内容

ア 審判不開始又は不処分

イ 保護観察等の社会内処遇

ウ 少年院送致等の施設内処遇

#### (2) 保護・育成を重視した審判手続

##### ○ 「懇切を旨として，和やかに」

##### ○ 職権主義

家庭裁判所は自ら事件の調査を行い，審問を行う。

### 3 職権主義の限界

#### ○ 事実認定の問題

#### ○ 不服申立手続の問題

### 4 アメリカにおける少年法制の変化

#### ○ 非行事実の認定手続の側面

#### ○ 重大犯罪の社会問題化

○ 手続の刑事訴訟化と処遇の刑罰化

5 日本における改正の動き

- (1) 年長少年における凶悪事件の増加
- (2) 犯罪事実の存否が争われ、事実認定の困難な事件の増加
- (3) 少年による一連の凶悪重大事件の発生を背景とする国民の少年審判手続や少年事件に対する関心の高まり
- (4) 少年犯罪による被害者への配慮の要請

6 平成12年改正法の柱（平成13年4月1日から施行）

(1) 少年事件の処分等の在り方の見直し

ア いわゆる原則検送制度の導入（20条2項）

犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合は原則検察官送致

イ 刑事処分可能年齢の引下げ（20条1項）

処分時16歳→犯行時14歳

ウ 保護者に対する措置（25条の2）

保護者への訓戒，指導その他の適当な措置がとれることを明文化

エ 審判の方式（22条の4）

「なごやか」から「非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すもの」へ

(2) 少年審判の事実認定手続の適正化

ア 検察官及び弁護士である国選付添人が関与した審理の導入（22条の2，22条の3）

イ 裁定合議制度の導入（裁判所法31条の4）

ウ 観護措置期間の延長等（17条3項・4項・9項）

エ 観護措置決定，更新決定に対する異議申立て（17条の2）

オ 抗告受理申立制度（32条の4）

(3) 被害者への配慮の充実

ア 被害者等による記録の閲覧・コピー（5条の2）

イ 被害者等の申出による意見の聴取（9条の2）

ウ 被害者等に対する審判結果等の通知（32条の2）

7 平成19年改正法の柱（平成19年11月1日から施行）

- (1) 触法少年（14歳未満）に係る事件の調査に関する規定の整備（6条の2，6条の5，6条の7）
- (2) 14歳未満の少年の少年院送致（少年院法1条の2，2条，少年法24条1項）
- (3) 保護観察中の者に対する新たな措置の創設（26条の4，犯罪者予防更正法41条の3）
- (4) 国選付添人制度の整備（22条の3第2項）

8 平成20年改正法の柱（平成20年12月15日から施行）

- (1) 被害者等による記録の閲覧・コピーの範囲の拡大（5条の2第1項）
- (2) 被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大（9条の2）
- (3) 被害者等による審判傍聴制度の創設（22条の4）
- (4) 被害者等に対する審判状況説明制度の創設（22条の6）
- (5) 成人の刑事事件に関する家庭裁判所の管轄の廃止

9 今後の課題